

公告 8 2 5 号

任意継続被保険者の標準報酬月額上限について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限については、健康保険法第 4 7 条の規定により、前年 9 月 3 0 日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当組合の令和 1 年 9 月 3 0 日における全被保険者の平均標準報酬月額は、4 1 0, 0 0 0 円です。

健康保険法第 4 7 条第 2 項の規定に基づき、任意継続被保険者の令和 2 年度標準報酬月額上限額を下記の通り公告いたします。

記

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 標準報酬月額の上限額 | 4 1 0, 0 0 0 円 |
| 2. 適用年月日 | 令和 2 年 4 月 1 日 |

以 上

令和 2 年 2 月 2 5 日

ダイハツ健康保険組合

理事長 松下 範至